

不利益処分の処分基準

処 分 名	児童手当現況届において書類未提出による手当支払の一時差止め	
根拠法及び条項	児童手当法第 1 1 条	
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課	
処 分 基 準	関係条項	児童手当法第 26 条第 1 項
	基 準	○第 1 1 条 児童手当の支給を受けているものが、正当な理由がなくて、第 2 6 条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差し止めることができる。 ○第 2 6 条の 1 第 8 条第 1 項の規定により児童手当の支給を受けているものは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の 6 月 1 日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
	備 考	